

序論. 計画策定の背景及び目的

1. 計画策定の背景及び目的

和銅3年(710)の平城遷都により、現在の奈良市に古代日本の都、平城京が置かれた。平城京は、政治・経済・文化の中心都市として発展し、平城京に開花した文化は日本の発展の礎を築いた。平城京は世界に向けて門戸を開いた日本の最初の国際都市であり、大陸からもたらされた宗教文化や技術を、日本の伝統的な自然観と見事に融合させ、重厚な文化を育んだ。現在も、その面影を留める遺跡や社寺等の建造物が奈良盆地を取り囲む青垣の山並みと一体となり、良好な歴史的風土¹を継承している。また、平安遷都後の奈良は信仰のまちとして歴史を刻んできたが、特に、近世末の面影を留める町並みや歴史的な建造物、そこで連綿と営まれている伝統的な祭りや行事、産業などは、その重層的な歴史を物語っている。

これらの奈良市固有の歴史的環境は、これまでも文化財保護法をはじめ、都市計画法、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(以下、「古都保存法」という。)、屋外広告物法、自然公園法などの各種法制度の活用により維持・継承されてきた。また、平成21年(2009)9月には、平成2年(1990)に制定した「奈良都市景観条例」を景観法に基づく「なら・まほろば景観まちづくり条例」と改正し、平成22年(2010)1月には「奈良市景観計画」、平成23年(2011)4月には「奈良市眺望景観保全活用計画」を策定し、歴史的な景観の保全・良好な景観の形成のための施策の充実を図ってきた。また、市民においても、多くのNPO法人や市民団体などにより、歴史・文化を活かしたまちづくりに関する取組が進められてきた。そして、これらの施策や取組により、我が国の古都として古代から重層する歴史のなかで育まれ、受け継がれてきた数多くの文化財の適切な保存並びに積極的な活用が図られ、良好な歴史的風土の保存や町並みの形成、観光の振興、さらには平成10年(1998)12月の「古都奈良の文化財」の世界遺産登録など、一定の成果をあげてきた。

このようななか、本市では、平成20年(2008)に公布・施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)(以下、「歴史まちづくり法」という。)」に基づき、「奈良市歴史的風致維持向上計画」(第1期計画)を策定し、平成27年(2015)2月23日に国の認定を受けた。その後10年間にわたり、都市の魅力を高め、市民が愛着と誇りを持ち、訪れる人に感動を与えられるようなまちをめざすことを目的として、歴史的風致²の維持・向上に向けた事業に取り組んできた。

一方で、近年の目まぐるしい都市構造の変化や観光のあり方の多様化等の状況を鑑みると、奈良市の歴史的風致を取り巻く状況は複雑化・多様化しており、計画の目的の達成のためにはさらなる取組が必要である。そこで、第1期計画にて目指す目的やビジョンを踏襲しつつ、改めて歴史文化を活かした総合的な施策展開の方向性を示す「奈良市歴史的風致維持向上計画(第2期)」を策定することとした。



多様な制度で守られてきた歴史的環境(西の京大池からの眺望)

¹ 歴史的風土: 我が国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況(古都保存法第2条第2項)

² 歴史的風致: 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第1条)

なお、第1期計画中の成果と、第1期計画当初及び新たに把握された課題は以下のとおりである。

第1期計画においては、歴史的風致形成建造物保存整備事業を通じた建造物の保存整備や町家等を活用した拠点整備が進み、重点区域内を中心に活性化が進むとともに、住民が主体となった活動の活発化や行政と市民の連携も強化され、歴史的風致の維持・向上が進むなど、一定の成果につながっている。

一方、第1期計画時に引き続いて、人口減少や少子高齢化が進むことで伝統的な祭りや行事、伝統産業の担い手不足などによる伝統的活動の衰退、山間部などの農村地域における産業基盤の変容などもみられる。さらに、歴史的建造物の老朽化や空き家化等の社会背景に伴い、建造物の建て替え・取壊しなどが進み、法的担保のない歴史的建造物の消失が顕著になってきている。加えて、令和元年（2019）に発生した新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活様式の変化等による地域コミュニティの希薄化など、新たな問題も発生し、このような状況において、歴史的環境の衰退・変容に歯止めをかけることが重要な課題となっている。

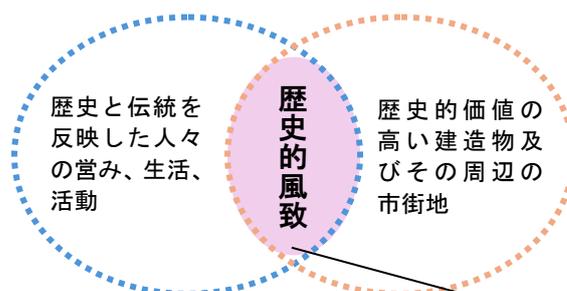
また、観光においても、コロナ禍において減少した観光客数の回復を図る必要があるとともに、宿泊客数の低迷やインバウンドへの対応などが課題となっている。これらの課題の解決は、世界遺産都市また国際文化観光都市である奈良市において、重要かつ喫緊の事項であり、文化財や伝統的行事などの保存に加えて、観光やまちづくりへの積極的な活用も求められている。

【 歴史的風致とは 】

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）第1条では、歴史的風致を「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義している。つまり、歴史的風致とは、ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動を一体的に捉えた概念である。

歴史まちづくり法は、単に歴史的価値の高い建造物が存在するだけでなく、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開され、初めて歴史的風致が形成される。この歴史的風致を現状のまま「維持」するだけでなく、歴史的建造物の修復や歴史的風致を損ねている建造物の修景、人々の活動の継承等の手法によって、積極的にその良好な市街地の環境を「向上」させることを目的としている。

なお、本計画では、後述する第2章にて計画の対象とする歴史的風致の詳細を整理しており、「自然・神仏を敬う」「歴史を尊び、風土を愛でる」「豊かな生活を支える」の3つの視点から、10の歴史的風致を設定している。



歴史上重要な建造物及び市街地と人々の営みが一体となった「歴史的風致」
→維持及び向上により個性豊かな地域社会の実現、都市の健全な発展と文化の向上に寄与



おん祭 お渡り式の様子

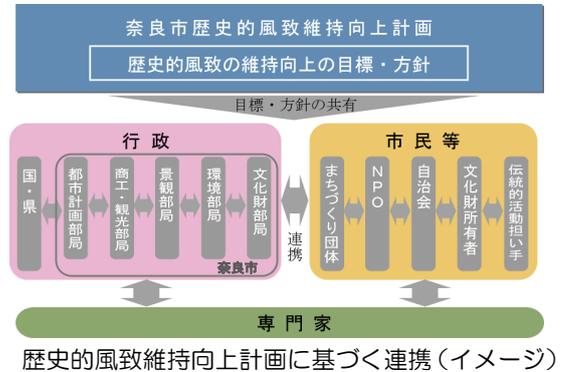


八幡神社能舞台での夕涼み会の様子

【 計画策定の目的 】

目的1 歴史・文化を活かしたまちづくりの仕組みを整えることにより、
市民主体の取組と多様な主体の連携による効果的な施策の展開を図る

奈良市歴史的風致維持向上計画のもとに、奈良市の各
部局や国・県を含めた行政、まちづくり団体やNPO、自治
会、文化財所有者や伝統的活動の担い手などの市民等、
さらには、学識経験者などの専門家といった、歴史・文
化を活かしたまちづくりに係る多様な主体・分野が目標
や方針を共有し、歴史的風致の視点からの連携・調整を
図る。これにより、市民主体の取組と多様な主体の連携
による効果的な施策の展開を図り、奈良市における歴
史・文化を活かしたまちづくりを推進する。



目的2 歴史・文化の豊かな生活環境を保全することにより、
市民の誇りや愛着を育むとともに、産業や観光の振興による地域の活性化につなげる

奈良市の魅力を創り出している「顕在的価値」と「潜在的価値」の双方を高め、つなぎ合わせていく。

「顕在的価値」：我が国の古都並びに世界遺産都市として多く
の人々に価値が認められている歴史的建造物・市街地など

「潜在的価値」：長い歴史に裏づけされた多くの人々が心のな
かにもつイメージや情報など

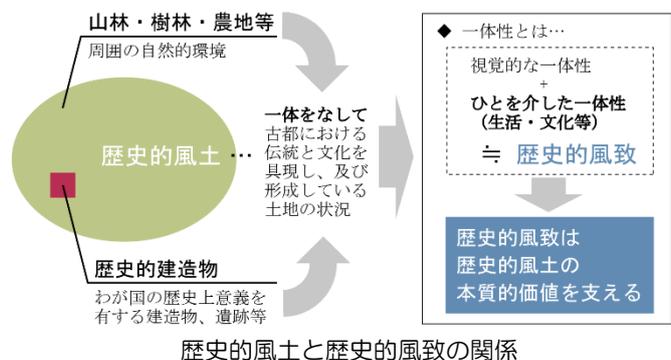
市民や行政、各種団体等の多様な主体がそれぞれの役割を
再認識するとともに、奈良市の魅力や価値を再発見し、地域
への誇りと愛着を育む。さらに、これらの多様な主体の連携
のもと、奈良市の魅力や価値を活かした産業や観光の施策展
開を図り、地域の活性化や観光振興につなげていく。



目的3 歴史的風致や歴史的風土の本質的価値を守り、育み、活かすことにより
古都奈良の歴史・文化の魅力のより一層の向上を図る

奈良市の歴史的風致を構成するひとの活動
は、歴史的建造物と周囲の自然環境とを結びつ
け、古都奈良の歴史的風土の本質的価値をつく
りだしている。

豊かな歴史・文化資源がもつ価値やそれぞ
れの関係性を踏まえ、古都奈良を特徴づける歴史的
風致や歴史的風土を適切に守り、育み、また積
極的に活かしていくことにより、古都奈良の歴
史・文化をより一層魅力的なものとしていく。

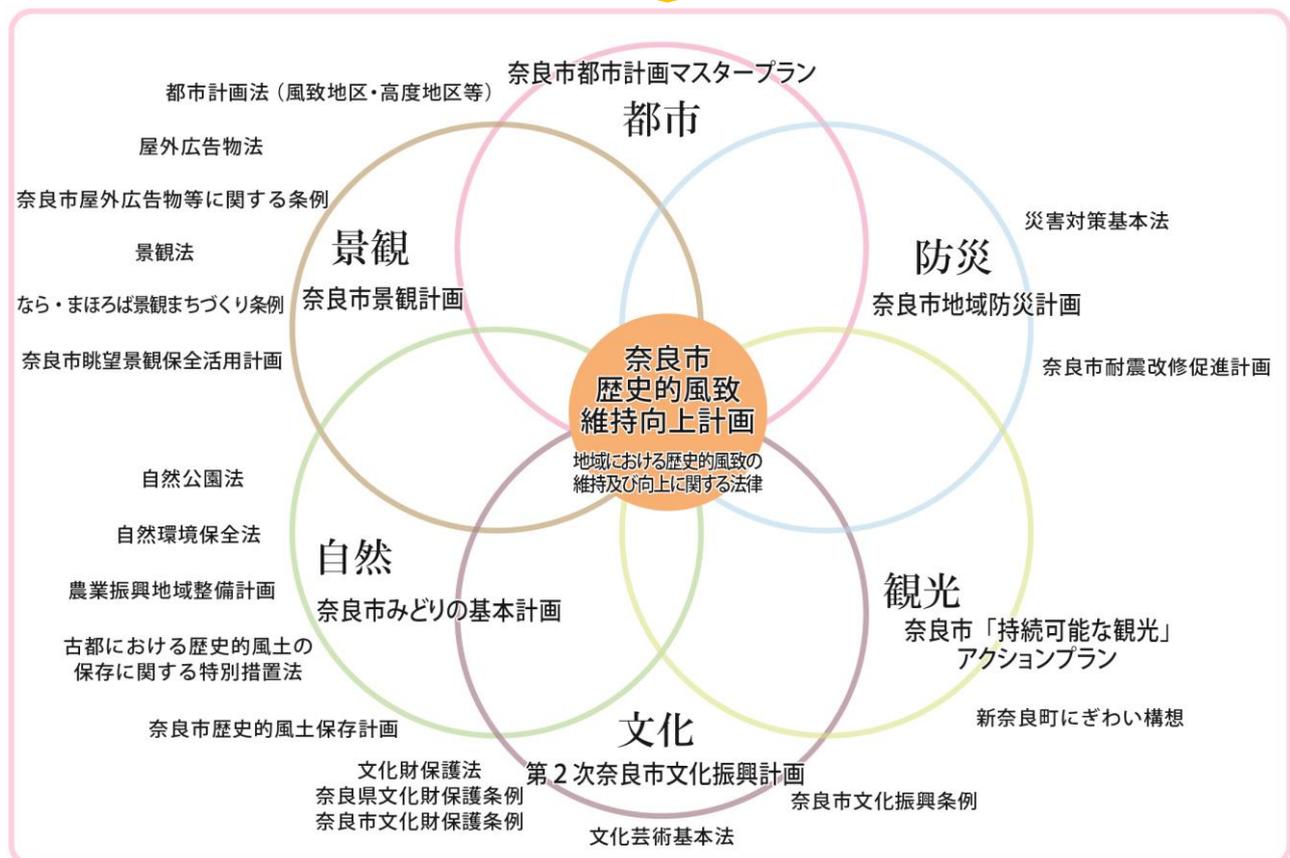


2. 計画の位置付け

奈良市の歴史的風致を維持・向上していくためには、以下の諸点より、「都市」「景観」「文化」「自然」「観光」「防災」の各分野が連携していくことが不可欠である。従って、奈良市歴史的風致維持向上計画は、奈良市第5次総合計画のもとに、各分野の歴史・文化に係る領域として、奈良市における歴史・文化を活かしたまちづくりを具体的に推進するための計画として位置付ける。

- ・都市：長い歴史のなかで育まれてきた文化を活かしつつも、歴史文化に凝り固まらず、「文化芸術創造都市」として、必要な都市基盤の整備等を行うなかで、持続的に発展していくことが求められる。
- ・景観：伝統的な祭礼行事や伝統産業などの場となる歴史的市街地等の景観形成を図ることにより、それらの活動をより魅力的なものとし、市民の奈良市への誇りと愛着を育むとともに、観光振興に役立てていくことが求められる。
- ・文化：国家的に重要であり、地域住民のアイデンティティともなる奈良市の文化財を良好に保存していくこと、さらには、相互に関係し合う文化財を一体的に保存・活用し、良好な景観を形成するとともに、文化を振興する拠点を形成していくことが求められる。
- ・自然：歴史的建造物と一体となって歴史的風土を形成し、人々の活動の背景となるとともに、生産・生業の場として、また信仰の対象として奈良市固有の生活・文化を支えてきた自然環境を良好に保全・継承していくことが求められる。
- ・観光：奈良市固有の文化財並びにそれらが相互に関連しあって織り成す歴史的風致を観光資源として活用し、地域の活性化につなげていくこと、また、人口減少社会における文化財保存・継承の新たな担い手のひとつとして、交流人口の増加を図ることが求められる。
- ・防災：歴史的建築物の老朽化が進むなか、伝統的活動の場となる歴史的建造物を良好に保全するため必要な防災対策を講じていくこと、また、より文化財を身近に感じられるよう既存の防災組織などを活かしつつ、地域で文化財を守る仕組みをつくりあげていくことが求められる。

奈良市第5次総合計画



奈良市歴史的風致維持向上計画（第2期）の位置付け

3. 計画の期間

(法第5条第2項第6号)

本計画の計画期間は、令和7年(2025)4月1日から令和17年(2035)3月31日までの10年間とする。

4. 計画策定の体制と経緯

(1) 第2期計画策定の体制

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年5月23日法律第40号、以下「歴史まちづくり法」という。)第11条第1項の規定に基づく「なら歴史まちづくり推進協議会」を学識経験者、文化財所有者等で組織し、第2期計画の策定を進めた。

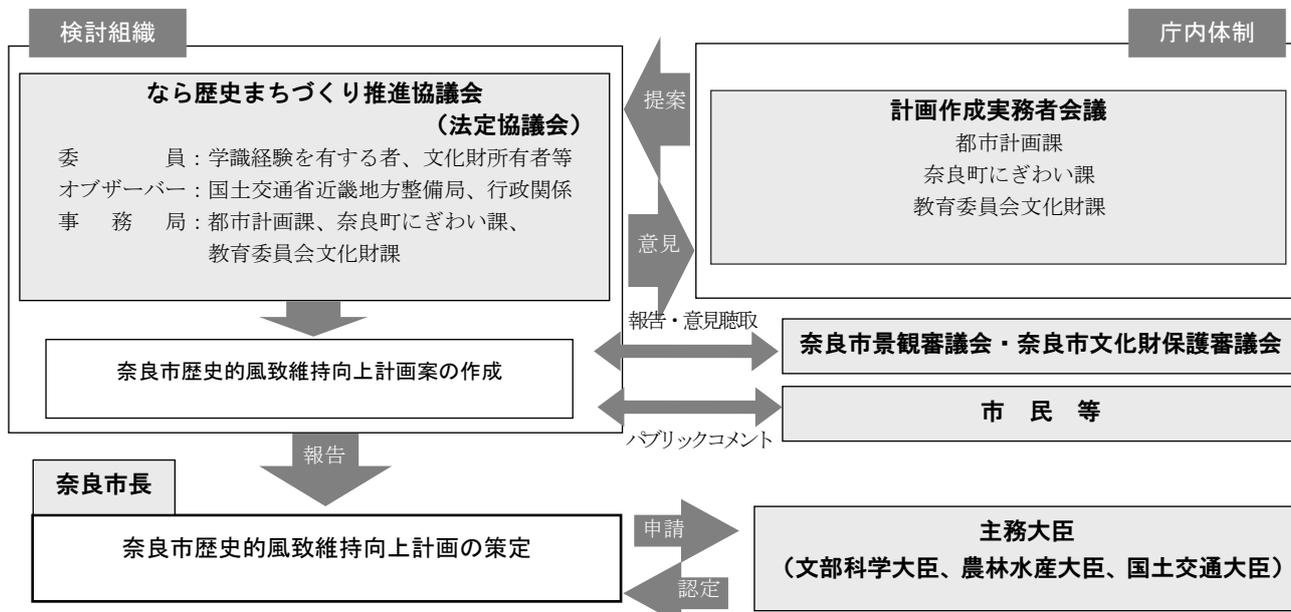
なお、国土交通省近畿地方整備局、行政関係(奈良県)にオブザーバーとして参画していただいた。

なら歴史まちづくり推進協議会委員(令和6年度(2024)・第2期計画策定時)

区分	氏名	所属・役職等	備考	
学識経験を有する者	都市計画	橋爪 紳也	大阪公立大学研究推進機構 特別教授	委員長
	建築	増井 正哉	大阪市立住まいのミュージアム大阪くらしの今昔館館長 (奈良女子大学・京都大学名誉教授)	
	都市計画	瀬渡 章子	奈良女子大学 名誉教授	
	文化財	服部 光真	元興寺文化財研究所主任研究員	
	観光	大和 里美	大阪経済大学教授	
文化財所有者	今西 清隆	重要文化財 今西家書院		
その他	倉橋 みどり	特定非営利活動法人 文化創造アルカ 理事長		
	藤岡 俊平	株式会社スペースドットラボ代表取締役		
オブザーバー		近畿地方整備局 建政部 計画管理課長		
		奈良県 文化財課長		
		奈良県 まちづくり推進課長		

なら歴史まちづくり推進協議会委員(発足当初・第1期計画策定時)

区分	氏名	所属・役職等	備考	
学識経験を有する者	都市計画	橋爪 紳也	大阪府立大学 21世紀科学研究所 教授	委員長
	建築	増井 正哉	奈良女子大学 教授	
	都市計画	瀬渡 章子	奈良女子大学 教授	
	文化財	田辺 征夫	奈良県立大学 特任教授	
行政関係	岩井 秀臣	奈良市 総合政策部長		
	川本 了造	奈良市 観光経済部長		
	東井 素生	奈良市 都市整備部長		
	西崎 卓哉	奈良市 教育委員会 教育総務部長		
	本村 龍平	奈良県 地域デザイン推進課長		
	小槻 勝俊	奈良県 教育委員会 文化財保存課長		
文化財所有者	今西 清隆	重要文化財 今西家書院		
その他	倉橋 みどり	特定非営利活動法人 文化創造アルカ 理事長		
	藤岡 俊平	奈良町宿 紀寺の家		
オブザーバー	藤本 真也	近畿地方整備局 建政部 計画管理課長		



奈良市歴史的風致維持向上計画（第2期）策定の体制及び流れ

(2) 計画策定の経緯

庁内の連携を図りながら検討を進めるとともに、3省庁との協議を通じて助言等を受けながら、「なら歴史まちづくり推進協議会（法定協議会）」における議論や意見等を踏まえ、本計画の策定を進めた。

■ 第1期計画

開催日	内容
平成26年（2014）3月19日	なら歴史まちづくり推進協議会 第1回
平成26年（2014）7月1日	奈良市文化財保護審議会に策定経過報告
平成26年（2014）7月3日	なら歴史まちづくり推進協議会 第2回
平成26年（2014）10月19日	なら歴史まちづくり推進協議会 第3回
平成26年（2014）11月5日～ 平成26年（2014）12月5日	パブリックコメントの実施
平成26年（2014）11月10日	奈良市文化財保護審議会の意見聴取
平成27年（2015）1月9日	なら歴史まちづくり推進協議会 第4回
平成27年（2015）1月26日	奈良市歴史的風致維持向上計画 認定申請
平成27年（2015）2月23日	奈良市歴史的風致維持向上計画 認定
平成28年（2016）2月24日	なら歴史まちづくり推進協議会 第5回
平成28年（2016）3月18日	変更認定申請
平成28年（2016）3月31日	変更認定
平成29年（2017）2月23日	なら歴史まちづくり推進協議会 第6回
平成29年（2017）3月17日	変更認定申請
平成29年（2017）3月31日	変更認定
平成29年（2017）7月27日	なら歴史まちづくり推進協議会 第7回
平成29年（2017）8月14日	変更認定申請
平成29年（2017）9月8日	変更認定
平成30年（2018）2月16日	なら歴史まちづくり推進協議会 第8回
平成30年（2018）3月12日	変更認定申請
平成30年（2018）3月29日	変更認定
平成31年（2019）2月26日	なら歴史まちづくり推進協議会 第9回
平成31年（2019）2月27日	変更認定申請
平成31年（2019）3月29日	変更認定
令和2年（2020）2月25日	なら歴史まちづくり推進協議会 第10回

開催日	内容
令和2年(2020)3月6日	変更認定申請
令和2年(2020)3月24日	変更認定
令和3年(2021)2月24日	なら歴史まちづくり推進協議会 第11回
令和3年(2021)3月2日	変更認定申請
令和3年(2021)3月15日	変更認定
令和4年(2022)2月1日	なら歴史まちづくり推進協議会 第12回
令和4年(2022)3月3日	変更認定申請
令和4年(2022)3月29日	変更認定
令和5年(2023)2月28日	なら歴史まちづくり推進協議会 第13回
令和5年(2023)3月3日	変更認定申請
令和5年(2023)3月30日	変更認定
令和6年(2024)2月22日	なら歴史まちづくり推進協議会 第14回
令和6年(2024)3月1日	変更認定申請
令和6年(2024)3月29日	変更認定

■第2期計画

開催日	内容
令和6年(2024)7月30日	なら歴史まちづくり推進協議会 第15回
令和6年(2024)11月11日	奈良市文化財保護審議会の意見聴取
令和6年(2024)11月27日	なら歴史まちづくり推進協議会 第16回
令和6年(2024)11月27日～ 令和6年(2024)12月27日	パブリックコメントの実施
令和7年(2025)2月19日	なら歴史まちづくり推進協議会 第17回
令和7年(2025)3月5日	奈良市歴史的風致維持向上計画(第2期) 認定申請
令和7年(2025)3月21日	奈良市歴史的風致維持向上計画(第2期) 認定